

財政比較分析表における各指標について

用語	見方	算式
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、標準的な行政活動を行うために必要な所要額に対する標準的に収入しうると考えられる税収の割合です。 当該団体の財政力を表わす指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財政に余裕があるものとされます。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100$ の3ヶ年の数値の平均
経常収支比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示します。	$\frac{\text{経常経費充当の一般財源の額}}{\text{経常一般財源の総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$
起債制限比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合です。 当該比率が20%以上になった場合、地方債許可方針において、次のとおり地方債の発行に制限が加えられます。 (1) 20%以上30%未満の団体 一般単独事業に係る地方債 (2) 30%以上の団体 一般事業債(一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般単独事業、首都圏等建設事業、公共用地先行取得等事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金及び補助金に係る地方債をいう)	$\frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \times 100(\%)$ 上記算式によって得た比率の過去3ヶ年間の平均をいう。(ただし14年度の算式はGを含まない。) A...普通会計に係る元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出 B...元利償還金に充てた特定財源 C...基準財政需要額に算入された災害復旧費等に係る公債費 D...標準財政規模 E...事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(普通会計に属する地方債に係るものに限る。) F...臨時財政対策債発行可能額 G...事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出
人口1人当たり地方債現在高	人口1人当たりの地方債現在高(普通会計負担分)です。	$\frac{\text{地方債現在高}}{\text{年度末住民基本台帳人口}}$
ラスパイレス指数	地方公務員の給与水準を表すもので、国家公務員行政職(一)職員の俸給を100とした場合の地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指します。	職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定した場合の給与総額で比較して算出
人口1,000人当たり職員数	人口1,000人当たりの職員数です。	$\frac{\text{普通会計に属する職員数(翌年4月1日現在)}}{\text{年度末住民基本台帳人口}}$